

日本国際学生協会規約集

<2013 年度初版>

目次

1. 日本国際学生協会綱領
2. 日本国際学生協会の理念・目的
3. 日本国際学生協会規約
4. 海外派遣及び国内諸行事におけるI. S. A. の責任

日本国際学生協会綱領

1961年度採択

相異なる社会体制や政治形態がヒューマニズム精神に反して、人類社会にしばしば闘争の歴史をもたらした。殊に現代社会は思想の対立が極点に達している。しかも核兵器の出現によって、我々は全人類と、その文明の死滅をもたらす戦争への危機が増大していることを認めざるを得ない。しかし一方国際的道義によって現状を打破しようとする機運が世界的なものとなった。ここに今や全ての人々が、その心の中に平和の砦を築き、立場と階層の如何を問わず、可能な行動をとり悲劇を未然に防がなければならぬ。国際的な緊張が緩和され、豊かな人間の諸活動が展開される方向に向かひ限り、破滅への道が加速度的に増大する。このことの痛切な自覚の上に立って現存するイデオロギーや体制を認め合ひ緊張を緩和し、国際相互理解を通して世界平和を生み出すべく努力しなければならない。その一つの条件は戦争原因の大部分を占める国家と国家、民族と民族との間の不信と猜疑、敵対心と誤解を消去し、超克することである。それは人間社会に存在するあらゆる相違にもかかわらずヒューマニズムに基づく相互信頼と容認により達成される。それは世界の現状を深く認識し内に会員の結束をかため、人間に本来的に存在する国境を越えたふれあいを求めるところにある。我々は学生としてこの目的と理念の旗印のもとに結集し、いかなる政治的偏見も持つことなく、文化交流という領域の中の学生外交という仕事に於いて人間としての平和への責任を果たしたいと思う。我々は日本の文化と諸外国の文化の接触と交流によって、互いに生活や風習や思想を知るために積極的に努力する。互いの異質なものを異質なものとして認め人間として理解するという精神と態度を広め、異なった立場の人々に話し合いの場を提供し、あるいは他の方法で平和に対する国際的連帯を創造していく。我々は、全世界の学生に呼びかける。先行する世代が残した国際的文化交流の萌芽を貴重な遺産として継続し固定観念を脱却し手を取り合おう。そして共に生きるよろこびと豊かさに満ちた世界をつくりあげよう。

日本国際学生協会の理念・目的

2007年度改正

I.S.A.は、学生の手による諸外国との文化交流、及び対話を通じて相互理解を深めることによる世界平和達成への貢献を目的としています。私たち人類は20世紀において二度に渡る凄惨な世界大戦を経験し、日本にあってはヒロシマ、ナガサキにおいて核兵器の恐ろしさを体験、その人間性の損失といってもおかしくはない罪科を支払ってきました。21世紀の今人類は二度とその過ちを犯してはなりません。恒久的平和達成のために必要なことは、現実に対する深く正しい認識を持った上で、ヒューマニズムに則り「人類は一つである」という共通認識を育むことにありと私たちは捉えます。私たちは世界に存在するあらゆる争いの要因を一つ一つ除去する為に最善の努力をしなければなりません。この崇高なる目的を達成する為に、私たちは共通の場を持ち、国家、人種、信条を始めあらゆる垣根を越えお互いの人間同士の心に触れ合い、思想以前の実感としてのヒューマニズムを人間性の尊重にまで高めたいと思います。私たちは一つの思想を偏することなく、文化交流という手段を講じることによって、各国間、ひいては世界全体に存在するあらゆる不信・猜疑・敵対心と誤解を消去し、国際的相互理解を深め、世界平和に貢献努めます。

日本国際学生協会規約

2012年度改正

前文

私たち日本国際学生協会は、今世紀のうち二度まで言語に絶する悲哀を人類に与えた戦争の惨害から将来の世代を救い、この地上に恒久の平和を築くため私たちの努力を結集することに決定した。この崇高なる目的を達成するために、私たちはお互いの人間性と人間性のふれあいというヒューマンイズムの精神に立脚して、いかなる党派、いかなる宗教、その他いかなる特定の利益に奉仕することなく文化交流という手段を通じ、あらゆる不信・猜疑・敵対心と誤解を消去し、相互理解を深め、もって世界平和に貢献したいと思う。私たち会員は、本協会と学生たる名誉にかけて全力をあげてこの崇高なる理想と目的を達成することを誓う。



第一章 総則

第一条 名称

本協会は日本国際学生協会（The International Student Association of Japan）と称する。

第二条 構成

本協会は日本国際学生協会に所属する会員によって構成される。

第三条 目的

本協会は学生の手によって諸外国との文化交流を通じ相互理解を深め、もって世界平和に貢献することを目的とする。

第四条 立場

- 一 日本国際学生協会は理念に基づき、日本と海外の学生間の相互理解の架け橋となるべく、以下の立場に沿った活動を行う。
 - (イ) 日本の状況・問題を海外の学生に伝える。
 - (ロ) 海外の状況・問題を日本の学生に伝える。
- 二 この活動を推進するために、日本国際学生協会は理念に基づきその不変・不党の立場を脅かす以下の活動は行わない。
 - (イ) 政治的声明を出すこと。
 - (ロ) 政治的行動をとること。（政治的であるかどうかの判断は全国代表者会議が行う。）

第五条 活動

- 一 本協会は目的を達成するために主として次の活動を行う。
 - (イ) 日本の国内学生団体及び国外学生団体との交流
 - (ロ) 国内プログラムの開催
 - (ハ) 国際語である英語の習得を助成する活動
 - (ニ) 留学生との交流ならびに協力。
 - (ホ) 会員相互間の親睦をはかり、友好を増進すること。
 - (ヘ) 機関誌等の発行。
 - (ト) 研究会、講演会、討論会等の開催
- 二 前項各号の他、本協会の目的を達成するために必要かつ適切な活動を行う。

第六条 年度

本協会の年度は一月一日より一二月三十一日までとする。

第二章 会員

第七条 会員

本協会の会員は普通会員、及び個人会員がある。

第八条 普通会員

普通会員は本協会の主旨に賛同する日本国内に在住していて、高等学校卒業と同程度の資格を有し、現在（日本国籍の有無にかかわらず）学生である者（本規約ではこれを学生という）で、いずれかの支部に所属している者とする。

第九条 個人会員

個人会員は本協会の主旨に賛同する日本国内の地理的に支部活動に参加しにくい地域に在住している学生で、中央事務局の管轄を受ける者とする。

第一〇条 会員の国外在住の場合の措置

本協会の会員が何らかの理由で日本国外に滞在することになった場合、その会員は全国代表者会議で決定された手続きを通す事で、会費の優遇を受ける事ができる。

第一一条 権利

- 一 普通会員は次の権利を平等に有する。
 - (イ) 本協会中央役員の選挙権、被選挙権
 - (ロ) 所属している支部の支部委員長の選挙権、被選挙権
 - (ハ) 本協会の第四条第一項に定められた諸活動に参加する権利
 - (ニ) 全国代表者会議の解散を求める権利
- 二 個人会員は本条第一項第(イ)号、第(ロ)号の権利を平等に有する。

第一二条 義務

- 一 会員は本協会の目的達成のために本協会の諸活動に参加する義務を負う。
- 二 普通会員は次の義務を負う。
 - (イ) 中央分担金及び所属している支部及び中央事務局に於て全国代表者会議を経て定められた必要なる経費を納入する義務。
 - (ロ) 本規約及び各支部の様式、また全国代表者会議及び各支部所定の様式の決議もしくは決定に従う義務。

三 個人会員は次の義務を負う。

- (イ) 中央分担金及び中央事務局に於て全国代表者会議を経て定められた必要なる経費を納入する義務。
- (ロ) 本規約及び全国代表者会議の決議もしくは決定に従う義務。

第一三条 入会

- 一 普通会員は入会に際して各支部所定の手続きを経なければならぬ。
- 二 個人会員は入会に際して中央事務局所定の手続きを経なければならぬ。

第三章 機関

第一四条 中央事務局

本協会は最高執行機関として中央事務局を置く。

第十五条 全国代表者会議

本協会は最高議決機関として全国代表者会議を置く。

第四章 全国代表者会長

第一六条 任務

- 一 本協会の最高責任者として、諸活動を統括する。但し、実務に携わる事はこれを禁ずる。
- 二 全国代表者会議の開催及び議長の選出。

第五章 支部

第一七条 支部構成

本協会は、全国代表者会議により定められた支部によって構成される。

第一八条 支部委員長

- 一 各支部は支部所定の様式に基づき支部委員長を一名決定する。
- 二 支部委員長は支部の最高責任者として当該支部を統轄する。
- 三 支部の代表者として、全国代表者会議に出席をする。

第一九条 支部規約

支部規約は本規約に準じて定める必要がある。

第二〇条 支部の自治

支部は本協会の目的達成のため支部活動として必要かつ適切なる諸活動を行い、その組織、運営に関しては本規約に特別の定めのある場合を除いては各支部所定の様式に基づき自主的にこれを行うことができる。

第二一条 支部活動の制限

- 一 本規約に反する支部活動はこれを行ってはならない。
- 二 全国代表者会議の決議もしくは決定に支部は従わねばならない。又、これに反する支部活動並びに支部所定の様式に基づく決議もしくは決定はこれを行ってはならない。

第二二条 支部活動の報告

- 一 中央事務局の要請のある場合は、支部は予算、決算及び支部構成員の報告をしなければならない。
- 二 各支部は全国代表者会議に於て、定期的にその活動報告をしなければならない。

第二三条 中央役員との兼任の禁止

支部委員長と国内プログラム委員長及び中央事務局員、全国代表者会長との兼任はこれを禁止する。

第二四条 支部の設置及び廃止

支部の設置及び廃止については別にこれを定める。

第六章 各種実行委員会

第二五条 各種実行委員会委員長

- 一 各種実行委員会委員長は会員の中から、前実行委員長の推薦を経て全国代表者会議において承認される。
- 二 各種実行委員会委員長は、各種実行委員会の最高責任者としてその委員会の任務が終了するまで全責任をもつ。
- 三 実行委員会の代表者として、全国代表者会議に出席をする。
- 四 各種実行委員会委員長に事故あるときは、後任が決まるまで当該実行委員がその職務を兼任する。

第二六条 各種実行委員会の自治

支部は本協会の目的達成のための国内プログラム活動として必要かつ適切なる諸活動を行い、その組織、運営に関しては本規約に特別の定めのある場合を除いては自主的にこれを行うことができる。

第二七条 国内プログラム活動の制限

- 一 本規約に反する活動はこれを行ってはならない。
- 二 全国代表者会議の決議もしくは決定に従わねばならない。又、これに反する活動並びに決議もしくは決定はこれを行ってはならない。

第二八条 国内プログラム活動の報告

- 一 中央事務局の要請のある場合は、実行委員長は予算、決算及び実行委員構成員の報告をしなければならない。
- 二 各種実行委員会委員長は全国代表者会議に於て、定期的その活動報告をしなければならない。

第二九条 中央役員との兼任の禁止

各種実行委員会実行委員長と中央事務局員および支部委員長、全国代表者会長との兼任はこれを禁止する。

第七章 中央事務局

第三〇条 構成

本協会は中央事務局長の統轄の下に財務、広報、Ex.、I.W.の各部局よりなる中央事務局を設置する。

第三一条 中央事務局

- 一 本協会の事務一般を処理する。
- 二 定期的に中央事務局会議を開催する。
- 三 必要に応じて、全国代表者会議に出席をする。
- 四 本規約の起草及び改訂を行う。
- 五 必要と認めた場合、全国代表者会議の承認を得て各支部、各種実行委員会を廃止、再設置する。
- 六 中央事務局各部部长に事故あるときは、後任が決まるまで各部署員がその職務を遂行する。
- 七 中央事務局各部部长は必要に応じて部員をおくことができる。但し、全国代表者会議に報告する義務を負う。

第三二条 中央事務局会議

- 一 中央事務局各部署の報告。
- 二 本規約の起草及び改訂。
- 三 一部局に余る案件の処理。

第三三条 中央事務局各部署

- 一 中央事務局長は以下の諸事務を行う
 - (イ) 会員の名簿の管理をする。
 - (ロ) 中央事務局会議の円滑な運営。
 - (ハ) 中央事務局各部署の把握を行う。また必要に応じて各部署長の決定を覆す事ができる。
- 二 中央事務局財務部は以下の諸事務を行う。
 - (イ) 本協会の全国会計に関する諸事務を行う。
 - (ロ) 本協会の会計全般を把握する。
 - (ハ) 中央分担金において本協会の活動資金が賙えない場合、外部からの資金確保を行う。
- 三 広報部は以下の諸活動を行う。
 - (イ) 国内外を問わず、社会に本協会の主旨、諸活動の広報活動を行う。
 - (ロ) 国内外の諸団体及び個人との窓口となる。

(ハ) 各会員へ本協会の主旨、諸活動の情報提供並びに広報活動を行う。

四 Ex. 部は以下の諸事務を行う。

(イ) 各主催団体との交渉。

(ロ) 各Ex. の目的設定。

(ハ) 他団体主催のEx. への会員派遣を行う。

(ニ) 新規にEx. を設立する際、全国代表者会議に提出し公式行事化の審議を依頼する。

五 I. W. 部は以下の諸事務を行う。

(イ) IW JAPAN-I. S. A. を維持・発展させるための諸事務を行う。

(ロ) 他団体主催のIWへの会員派遣を行う。

(※) Ex. はExchange Program、IWはInternational Weekを指す。詳しくはP19 各種海外派遣手続き細則を参照。

第三四条 中央事務局の報告

- 一 全国代表者会議の要請のある場合は、全国会計は予算、決算及び個人会員および部局員構成の報告をしなければならない。
- 二 中央事務局長は、定期的に全国代表者会議に於て、同局に関する活動を報告しなければならない。

第三五条 任期

- 一 中央事務局構成員の任期は原則として年度始めより年度終わりまでの一年間とする。但し、再任を妨げない。
- 二 新中央事務局構成員決定までの間は、前中央役員がその職務を代行する。

第三六条 中央役員選挙細則

中央事務局構成員の選挙細則については別にこれを定める。

第八章 全国代表者会議

第三七条 構成

全国代表者会議は、各支部委員長及び国内プログラム実行委員長、中央事務局長の三つの合議体によって構成される。

第三八条 任務及び権限

全国代表者会議は、本協会の最高議決機関として次のことを行う。

- 一 本協会綱領ならびに規約の決定及び改正。
- 二 本協会の全国的年間計画の審議及び決定。
- 三 一般会計ならびに各種行事の特別会計の予算の審議、決定、及び決算報告。
- 四 国内プログラム実行委員長の承認。
- 五 中央事務局構成員及び各支部委員長、全国代表者会長、国内プログラム実行委員長の罷免。
- 六 支部の設置及び廃止の承認。
- 七 本協会の解散の決議。
- 八 I.S.A.の活動方針の審議及び決議。
- 九 I.S.A.に於る諸活動の監査及び報告。
- 一〇公式行事の承認
- 一一その他、必要なる事項の審議及び決定、承認。

第三九条 全国代表者会議の公開

全国代表者会議は公開とし、その議事録は会員の請求があれば、常に公開しなければならない。

第四〇条 全国代表者会議の種類

- 一 通常全国代表者会議は、定期的で開催される。
- 二 臨時全国代表者会議は国内プログラム実行委員長、中央事務局長および各支部委員長が開催を要請し、全国代表者会長が必要と認めた場合に開催される。

第四一条 議長

議長は全国代表者会長が指定する中央事務局構成員がつとめる。但し、全国代表者会議の招集を受けていないものとする。

第四二条 議案の種類

- 一 通常議題は、全代会議事運営細則第四条に定められた事項を、中央事務局が事前に通知した期日までに遂行した動議者が、提出した議案とする。
- 二 臨時議題は、全代会議事運営細則第六条第1項で規定した議案以外のものとする。

第四三条 議案の審議

通常議題は、審議が予定されている全代会に於いて必ず審議されなければならない。臨時議題の取り扱いについては、中央事務局長がこれを定める。

第四四条 定員数

全国代表者会議は全員の出席をもって成立する。

第四五条 動議権

動議権は全会員が持つ。

第四六条 支持権

支持権は会長が持つ。

第四七条 動議の提出

全ての議案は、提出者及び一名以上の支持者を必要とする。

第四八条 議決権及び発言権

- 一 議決権は構成員全てに認められる。
- 二 構成員全ては常に投票権を有する投票数の計算は、各合議体の三票をもって行う。
- 三 発言権は原則として全国代表者会議構成員に限る。但し、議長が必要と認めた場合はこの限りではない

第四九条 議決

全国代表者会議の議決は、本規約に特別の定めのない限り、五分の三以上の同意をもって行われるものとする。

第五〇条 中央事務局の役割

中央事務局は、予算案を含む年間活動計画及びその他の諸案を全国代表者会議に提出し、かつ説明にあたる。

第五一条 各構成員の全国代表者会議に対する委任

- 一 各構成員は事故ある場合、構成員の全権を委任する代理人を、同一部局の会員の中から選
び全国代表者会議に出席させなければならない。このとき、構成員は代理人に委任状を委託
し、また代理人は事前、その委任状を全国代表者会長に提出しなければならない。
- 二 代理人の出席をもって、その支部の支部委員長及び各種実行委員長の出席とみなす。また、
代理人は全国代表者会議において同じ権利と義務を有する。

第五二条 出席義務

全国代表者会議の構成員は全国代表者会議に出席する義務を有する。

第五三条 審議差し戻し

- 一 全国代表者会長は、全国代表者会議同一期間中に、一議案につき一回のみ審議を差し戻すこ
とができる。
- 二 全国代表者会議に於て議決した議案に、各構成員異議がある場合は、決議の日から起算して
二十一日以内に理由を明確にして、再審議をすることができる。
- 三 本協会の解散ならびに本協会の綱領及び本規約の改正の再審議については別規これを定め
る。

第九章 財政

第五四条 会計

本協会会計は会員の入会金、会費及び寄付金などをもって行う。

- 一 会計は全国会計と支部会計、国内プログラム会計とからなる。
- 二 全国会計は一般会計と特別会計とからなる。
- 三 支部会計は支部所定の様式に於てこれを定める。
- 四 国内プログラム会計は各々所定の様式に於てこれを定める。

第五五条 一般会計

本協会の諸活動に関する収支は、原則として一般会計とする。

第五六条 特別会計

全国代表者会議が一般会計と区別する必要があると認める活動に関する収支は特別会計とする。

第五七条 一般会計経費

- 一 一般会計経費は各支部分担金、個人会員の負担金、及び寄付金などを充てる。
- 二 各支部は特別の事情のない限り、定められた各支部分担金を、決められた期日までに納入しなければならない。

第五八条 会計の承認

全国会計の予算・決算は、全国代表者会議に提出されて全会一致の承認を得なければならない。

第五九条 一般会計年度

一般会計年度は一月一日より、一二月三十一日までとする。

第一〇章 全国総会

第六〇条 権限

全国総会の決定は全国代表者会議における決定に優先する。

第六一条 開催の決定

- 一 全国総会は、全国代表者会議での審議の過程において全国代表者会議が特に必要と判断した場合、これを開催する。
- 二 全国総会は、全会員の三分の一の署名を伴う要請があった場合、これを開催する。

第六二条 全国総会の運営

全国総会の運営は、全国代表者会長の推薦により決定された議長がこれを行う。

第六三条 定員数

全国総会は全会員の出席をもって成立する。但しやむを得ない事情により欠席する場合は、所定の手続きを踏む事で参加する事による権利を委譲する事ができる。

第六四条 議決権及び発言権

- 一 議決権は出席する全ての会員がこれを有し、各会員は常に一個の投票権を有する。
- 二 発言権は出席する全ての会員がこれを有する。

第六五条 議決

全国総会の議決は出席者の三分の二以上の同意をもって行われるものとする。

第一章 解散

第六六条 解散手続

本協会の解散は、解散決議及び解散決議後の事後処理の終了をもって行われるものとする。

第六七条 解散決議

- 一 本協会の解散決議は全国代表者会議に於て発議し、全会一致で決議されるものとする。
- 二 各支部は解散決議に異議ある場合、解散決議の日から起算して六十日以内に、理由を明確にして会長に再審議を要請することができる。一つ以上の支部が再審議を要請した場合、会長は解散決議を差し戻さなければならない。

第六八条 解散決議以降の事務処理

- 一 解散決議の日から六十日以内に異議のない場合、解散に伴う後処理を開始するものとする。
- 二 解散に伴う事後処理、また処理することが必要である解散決議からの継続事務の遂行は、解散決議時の中央役員及び各支部委員長が責任をもって行うものとする。

第十二章 改正

第六九条 本協会綱領及び本規約の改正

- 一 本協会綱領及び本規約の改正は、全国代表者会議において発議し、全会一致で決議して改正されるものとする。
- 二 各支部は改正決議に異議ある場合、改正決議の日から起算して六十日以内に、理由を明確にして中央事務局長に再審議を要請することができる。一つ以上の支部が再審議を要請した場合、全国代表者会長は改正決議を差し戻さなければならない。

第一三章 補則

第七〇条 施行細則

- 一 本規約はその全国代表者会議で施行を決議された次の日から施行されるものとする。
- 二 施行細則については全国代表者会議においてこれを定める。

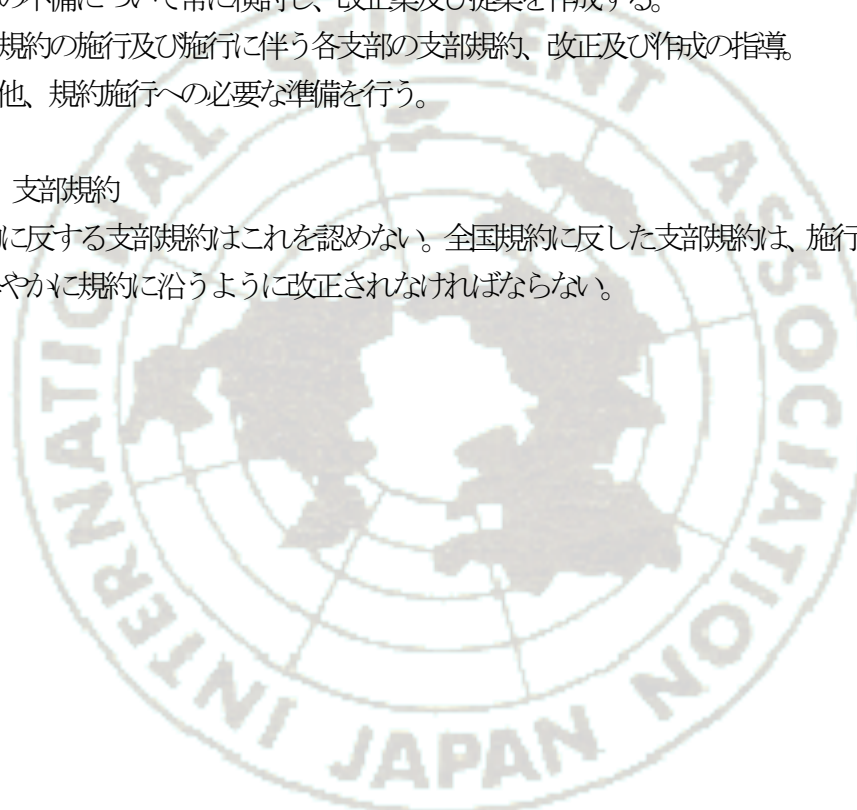
第七一条 施行期間

施行期間中、中央事務局は本規約が適正に施行されるために以下の任務を遂行する。

- 一 本協会が規約に則って活動しているかどうかの監視。
- 二 規約の不備について常に検討し、改正案及び提案を作成する。
- 三 全国規約の施行及び施行に伴う各支部の支部規約、改正及び作成の指導。
- 四 その他、規約施行への必要な準備を行う。

第七二条 支部規約

本規約に反する支部規約はこれを認めない。全国規約に反した支部規約は、施行の決議の日からすみやかに規約に沿うように改正されなければならない。



海外派遣及び国内諸行事におけるI. S. A. の責任

2013年度改正

第一条

- 一 本協会が公式行事と認める各種の海外派遣行事（Ex.、IWなど。支部行事を含む。）において、当該行事の期間中に参加者の身体の病気・事故、所有物の破損・盗難、その他の問題が生じた場合、I. S. A. はその入院・治療費の負担、損害賠償などを含め、これらに対する責任は一切負わない。
- 二 各種海外派遣行事の参加者はあらかじめ上記のことを旨とする誓約書に署名捺印し、行事における責任者に提出した上でこれらの行事に参加しなければならない。
- 三 行事における責任者とは、Ex. においてはEx. 部長、I. W. においてはI. W. 部長、その他の場合においては、各種海外派遣手続き細則第3条第1項、2項にもとづいて中央事務局長をさす。
- 四 行事における責任者は、必要と思われる場合は参加者に対して保険の加入を勧告する。

第二条

- 一 I. S. A. によって行われる各種の国内行事（国際学生会議、日韓学生会議など。支部行事を含まない。）で外国籍を持つ者（以下外国人参加者と称す。）を受け入れる際、当該行事の期間中に外国人参加者の身体の病気・事故、所有物の破損・盗難、その他の問題が生じた場合、I. S. A. としては入院・治療費、損害賠償を含め、これらに対する責任は一切負わない。
- 二 各種国内行事の外国人参加者は、あらかじめ上記のことを旨とする誓約書に署名し、国内行事の実行委員長に提出した上で、これらの行事に参加しなければならない。
- 三 支部行事に参加する外国人参加者に関しては、I. S. A. はこれを個人の資格で参加したものとみなし、第二条1項の規定に従う。但し誓約書の作成は省略することができる。この場合支部行事の実行委員長は外国人参加者の行事への参加意志を確認する時点で第二条1項の内容について説明を行わなければならない。

第三条

I. S. A. の行う国内行事（支部行事を含む。）において、当該行事の期間中に日本人参加者の身体の病気・事故、所有物の破損・盗難、その他の問題が生じた場合、I. S. A. はこれらに関する責任は一切負わない。但しこの場合に限っては特に必要であると当該行事の実行委員長が判断した場合を除いては、行事への参加意志の表明をもってこれを承認したものとし、誓約書の作成を省略する。